

総務常任委員会

付託案件 4件

議案第38号

湖南市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市民課窓口を設置している「カード式発行端末機」の使用回数が少なく除去するものです。

主な質疑

「年度毎の使用回数は」の質疑に、「平成26年度以降の年度毎の使用回数推移は56件、123件、49件、49件、51件と、当初の利用見込み数より、少ない状況でした。」

「経費面では」の質疑に、「おうみクラウドの活用に伴うシステム

の変更料金が約268万円が必要となり、設置継続には年間約13万円が必要となることから撤去します。」

全員賛成で可決

議案第39号

湖南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

おうみ自治体クラウドシステムの活用に伴い、年間11回の分割納入月を、4月・5月を除く10回とするものです。

主な質疑

「分割回数の減少で、1回当たりの納入金額が増えることや、未収納者への影響は」の質疑に、「計画的に広報に務め、理解を深めていただくよう努めます。」との答弁でした。

全員賛成で可決

議案第45号

契約の締結について

「市道甲西駅美松線」

の2年間の新設工事のうち、今年度の契約の締結です。

主な質疑

「入札で失格業者が4社あったが、予定価格の公表後か」の質疑に「この事業は、未だ予定価格の公表を行っていない事業でした。」

全員賛成で可決



議案第44号

東庁舎建て替え・複合庁舎整備基本設計の是非を問う住民投票条例の制定について

市民団体が3380人の有効署名をもって、住民投票条例制定を請求したものに、市長が

意見書を付したものです。

（審査を深める為に参考人招致を議長に申し出。3名が出席）

参考人への質疑

「有効投票率に規定が無いのは」の質疑に「この条例は市長が結果を尊重する事を趣旨としている。投票率を規定すると、未満の場合は無開票になり、民意が解らなくなる。民意尊重を大事にした。」

「署名活動はどの様な思いで行ったのか」

の質疑に、「東庁舎整備の賛成・反対を問わず、大事なことは住民の意思で決めることを尊重して行った。」

執行部への質疑

「意見書には、アンケート調査は、無作為抽出によるものでなく注意が必要。と、あるがこの点は」の質疑に「このアンケートは、

全市民を無作為に行われた調査ではなく、限られた場所における個別訪問による調査でした。市全体のランダム

デジットによる、抽出された調査ではないので、市民全体としての無作為抽出調査とは、言えない。」

審査・質疑終了後委員より、議案第44号の修正動議があり、議案の条例文の大きな修正はなく、文字の訂正、追加、削除など8か所を改める修正案が出されました。

「討論」

「議案では、庁舎整備特別委員会の18回の開催を通して、改築・増築案の方が長い目で見るときには財源を必要とすることなど、議論を重ねてきた。議会は市民の負託を受けた議員が議決する

原案に反対者の討論

「議案では、庁舎整備特別委員会の18回の開催を通して、改築・増築案の方が長い目で見るときには財源を必要とすることなど、議論を重ねてきた。議会は市民の負託を受けた議員が議決する

修正案 賛成少数で否決

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。

原案 賛成少数で否決

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。

決定機関であり、近い将来の災害にも備え、人命を守る点からも庁舎整備を進めるべきと議会は決定をいたしました。」

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。

修正案 賛成少数で否決

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。

原案 賛成少数で否決

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。

修正案 賛成少数で否決

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。

原案 賛成少数で否決

「反対討論は、東庁舎整備に対して、理解を求める内容でした。この議案は、東庁舎整備について、反対か賛成かを住民が決める、住民投票の条例の制定を求めたもの」で、住民投票は、法律上も担保された国民の権利です。これを「否」とするならば、議会内ですっきりと審議・議論を行い、修正すべき点は修正して、採決すべきものと考えます。